

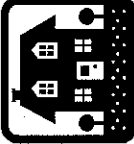
## 滋賀県在宅医療福祉を担う看護職員確保対策基金条例案要綱

### 1 制定の理由

県民が住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせるための在宅医療福祉を担う看護職員の確保対策に係る事業を基金を設置して円滑に推進するため、新たに条例を制定しようとするものです。

### 2 概要

- (1) 県民が住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせるための在宅医療福祉を担う看護職員の確保対策に係る事業の円滑な推進を図るため、滋賀県在宅医療福祉を担う看護職員確保対策基金（以下「基金」という。）を設置することとします。（第1条関係）
- (2) 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とすることとします。（第2条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管し、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとします。（第3条関係）
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れることとします。（第4条関係）
- (5) 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとします。（第5条関係）
- (6) 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとします。（第6条関係）
- (7) この条例は、公布の日から施行することとします。



# 「在宅医療福祉を担う看護職員確保対策基金」の設置について

**目標** 在宅医療福祉を担う看護職員の確保数  
 毎年45人×7年間(H24~H30)=315人  
 ※平成24年度重点事業含む

**在宅医療福祉を担う看護職員確保対策事業**  
 平成24年度：34,380千円(国庫4,387千円、県費29,993千円)

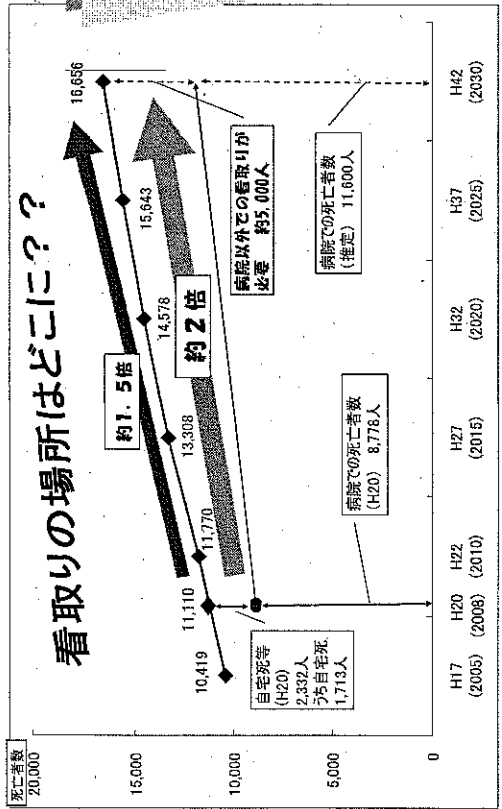
- 潜在看護師の掘り起こし(5,125千円)**
  - (1)コーデイネーター配置事業
  - (2)ナースバンク登録推進啓発
- 職場復帰支援(15,380千円)**
  - (1)在宅医療福祉看護職員専門研修事業
  - (2)在宅医療福祉看護職員勤務研修事業
- 子育て環境への支援(13,875千円)**
  - (1)病院内保育所等利用促進事業
  - (2)病院内保育所児童・病後児保育促進事業

※平成24年度は重点事業で実施

**在宅医療福祉を担う看護職員確保対策基金の設置** 積立額：200,000千円

- ①計画的な確保・養成**  
 基金設置により、中長期的な目標達成に向けて、着実に計画的な確保・養成を図ることができる。
- ②安定的な事業実施**  
 基金設置により、潜在看護職員を新たな看護力として活用する誘導策を安定的に進めることができる。
- ③政策への波及効果**  
 基金設置により、県民への大きなメッセージとなり、在宅看取りの推進に大きな流れを作ることができる。

## 在宅医療福祉を担う看護職員の確保・養成が不可欠



※1 「日本将来推計人口」(H18.12 国立社会保障・人口問題研究所)による本県生死亡率により5年間の死亡者数を推計し、1年間での平均値を算出している。  
 ※2 増加する死亡者約5,500人の半数を病院での死亡としている。

**①死亡者数見込**  
 H20年11,110人→H42年16,656人(5,546人増)  
 うち病院での看取りは、  
 H20年8,778人→H42年11,600人(2,822人増)  
 うち自宅死等での看取りは、  
 H20年2,332人→H42年5,056人(2,724人増)  
**自宅等での看取りが約3,000人増える。**

**②訪問看護師1人あたりが看護できる人数** 平均10.3人/月

**訪問看護師等を約300人増やすことが必要!**

### 滋賀県基本構想

「地域を支える医療福祉・在宅看取りプロジェクト」の実現